

第 1 章 計画の基本事項

第 1 節 計画策定の趣旨

西宮市（以下、「本市」という。）では、昭和 60 年度以降、6 次にわたって「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分*に至るごみの適正処理を進めるために必要な基本的事項を定めてきました。さらに、平成 20 年度には、平成 30 年度を最終年度とする減量目標値の設定、それを達成するための施策を具体化した「西宮市ごみ減量推進計画*～チャレンジにのみや 25～」を策定し、市民・事業者と連携・協力しながら、さまざまなごみの減量・リサイクルを展開したことにより、ごみの減量は着実に前進しています。

現在、「生活系ごみ*」については減量目標値をすでに達成していますが、「事業系ごみ*」については平成 24 年度より増加傾向に転じ、減量目標値には達成しておらず、事業者による廃棄物*の排出抑制が喫緊の課題となっています。また、資源化量や最終処分率についても目標値の達成が難しいと見込まれていることから、更なるごみ減量・リサイクルの取り組みの推進が必要です。

今回の改定は、平成 30 年度末に上位計画である西宮市総合計画*及び西宮市環境基本計画*がともに改定されることから、それらの計画と整合を図る必要があるとともに、「西宮市ごみ減量推進計画～チャレンジにのみや 25～」についても本計画と重複する部分が多いことから、今回の改定に併せて両計画を統合し、より実践的なものになりたいと考えています。

このような状況から、このたび現計画を全面的に見直し、本市に適した「西宮市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

なお、本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月、環境省通知）」に基づくものとします。



図 1-1 市内の風景（西部総合処理センターから撮影）



第2節 計画の位置づけ

1. 計画範囲

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、対象とする廃棄物は一般廃棄物*になります。

本計画の策定にあたっては、西宮市総合計画、西宮市環境基本計画及び関連法令・計画等との整合・調和を図るとともに、一般廃棄物の処理等に係る既存計画を統合し、廃棄物と生活排水の排出抑制及び発生から最終処分までの適正処理を総合的・計画的に進めるために、必要な基本的事項を定めます。

本計画は、「ごみ処理基本計画*（第2章～第6章）」、「生活排水処理基本計画*（第7章）」及び「計画の推進（第8章）」で構成しています。

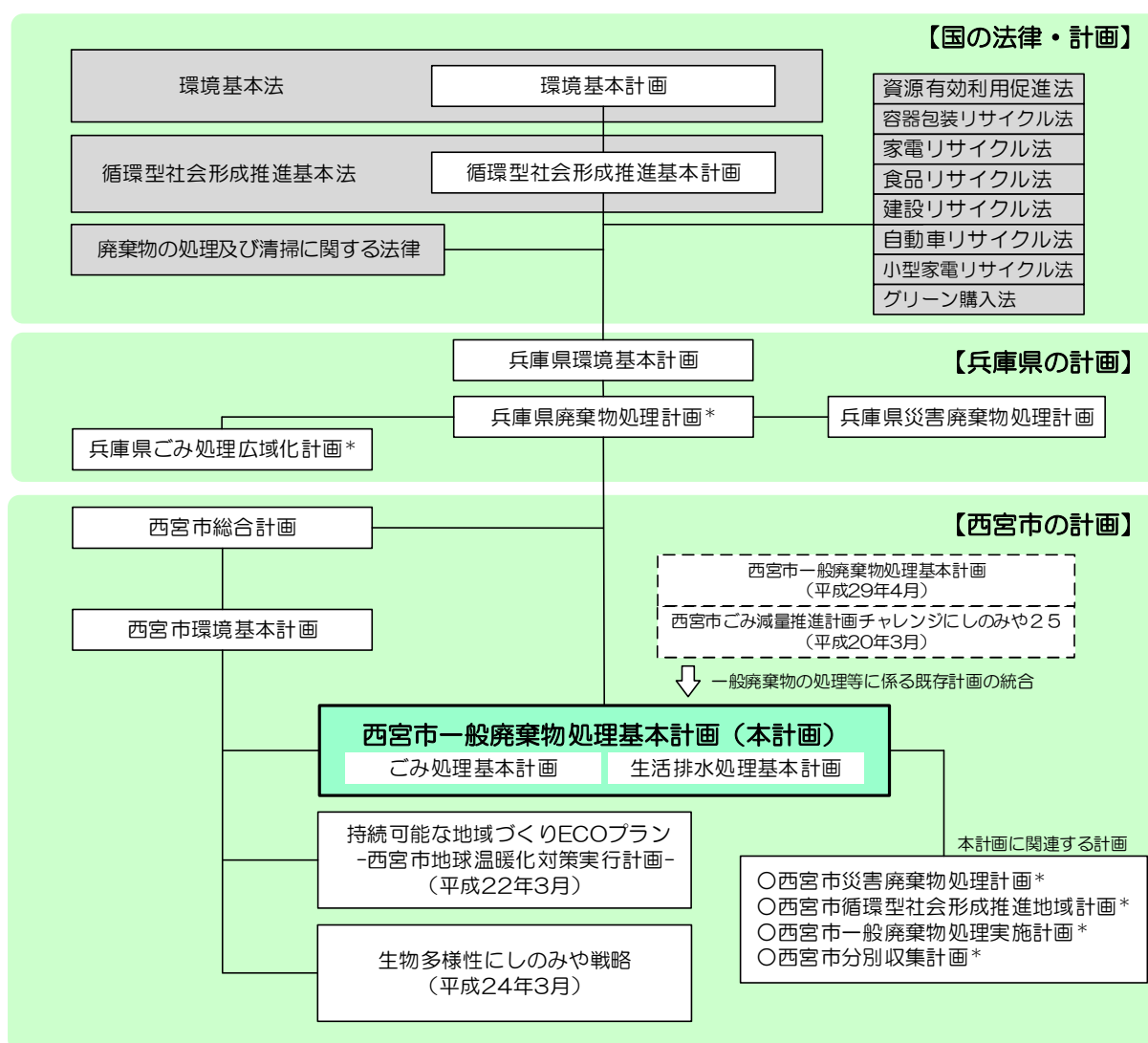


図 1-2 関連法令・計画等との関係

2. 計画対象区域

計画対象区域は、西宮市全域とします。



第3節 計画期間

計画期間は、平成31年度から令和10年度までの10年間とし、中間目標年度を令和5年度とします。

また、本計画は、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、概ね5年毎に見直しを行うこととしますが、国における廃棄物行政の動向や社会経済情勢の変化などにより、本計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合も適宜見直すこととします。

表 1-1 計画期間年表

平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	
←		開始	→				中間目標	→				目標
		計画期間（平成31年度(2019)～平成40年度(2028)）										
計画策定期間		計画開始年度				中間目標年度					計画目標年度	

本計画は、
平成31年4月から
適用が始まります。

これまで市民のみなさまが実践されてきた
ごみ排出量の削減や資源化に関する
良い取り組みを継続していただき、
本計画で加える新たな取り組みへの
ご協力をお願いします。



西宮市観光キャラクター
みやたん

©たかいしかず



みにゃっこ



第4節 西宮市の概要

1. 地勢

本市は兵庫県の南東部にあり、大阪・神戸両都市間の中央部に位置しています。市域は、東は武庫川下流を境に尼崎市に、北は仁川と武庫川中流で宝塚市に、六甲山地北部で神戸市に、西は芦屋市に接し、南部は大阪湾に面しています。

市域面積は100.18km²で、六甲山系を挟んで北部地域と南部地域にほぼ二等分されており、地形は、南北19.1km、東西14.3kmにわたった瓢箪状に展開し、海拔0.6m～898.6mに至る起伏、変化に富んだ地形を持ち、美しい景観を作り出しています。

大正14年に市制を施行、その後周辺町村と合併、境界変更による市域の拡張があり、現在に至っています。交通の至便さや優れた自然環境、良好な住宅地と恵まれた教育環境により、「文教住宅都市*」として発展を遂げてきました。

平成15年12月には、全国初の「環境学習都市*宣言」を行い、これまでの「文教住宅都市」の基本理念を更に発展させ、環境学習を通じた持続可能なまちづくりを進めており、快適性の豊かなまちとして、阪神都市圏にあって着実に発展を続け、平成20年4月には、中核市に移行しました。

平成21年度からは、「西宮市総合計画」を策定し、“ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮”を基本目標に、これまで培ってきたまちづくりの成果をさらに発展させ、市民一人ひとりが感動できる躍動的な文教住宅都市の実現を目指しています。



図 1-3 位置図



2. 人口及び世帯数

本市の人口は、阪神・淡路大震災により、震災直前の42万人あまりから一時的に39万人まで減少しましたが、その後、良好な住環境を反映して、順調に回復し、平成30年度時点では488,127人となっています。世帯数も増加傾向にあり、平成30年度時点では214,892世帯となっています。

本市の年齢別人口は、男女ともに40歳～49歳の層が多くなっています。65歳以上の人口の割合は23%となっており、高齢化が進んでいます。

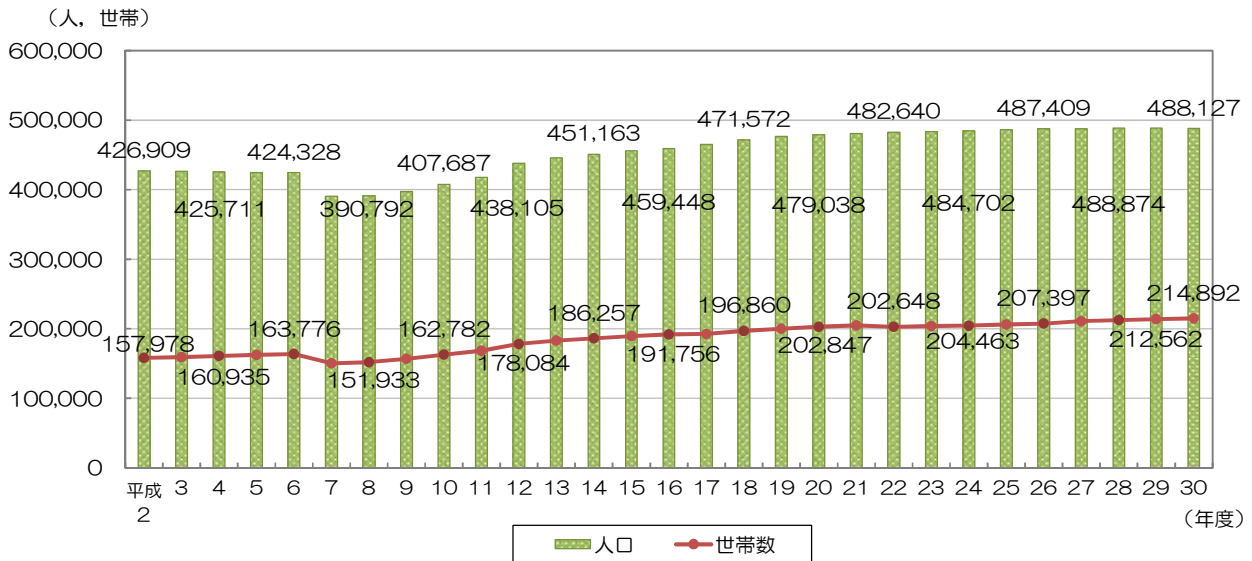


図1-4 人口及び世帯数推移

出典：第5次西宮市総合計画

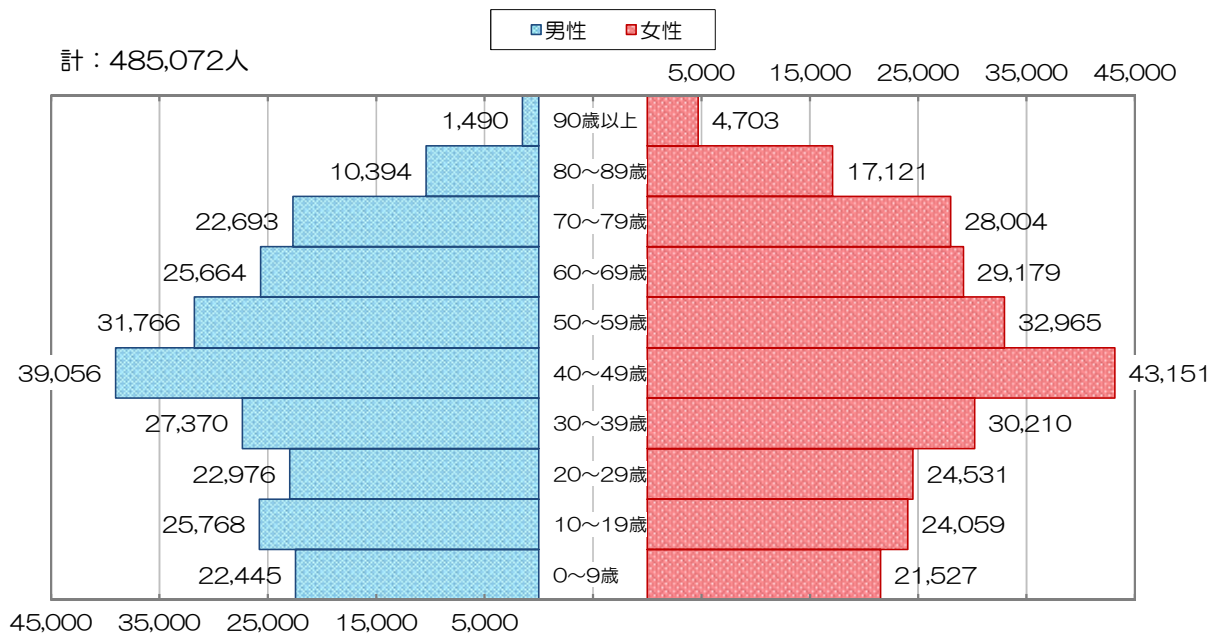


図1-5 年齢別人口

出典：住民基本台帳 平成30年9月30日



3. 産業体系

西宮市産業振興計画*によると、製造業の拠点流出、大規模商業施設の開業など、地域における経済環境が大きく変化し、県内において住宅都市としての特色が強くなっています。

本市の産業は、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉の第3次産業の比率が高く、平成26年には約92%を占めています。

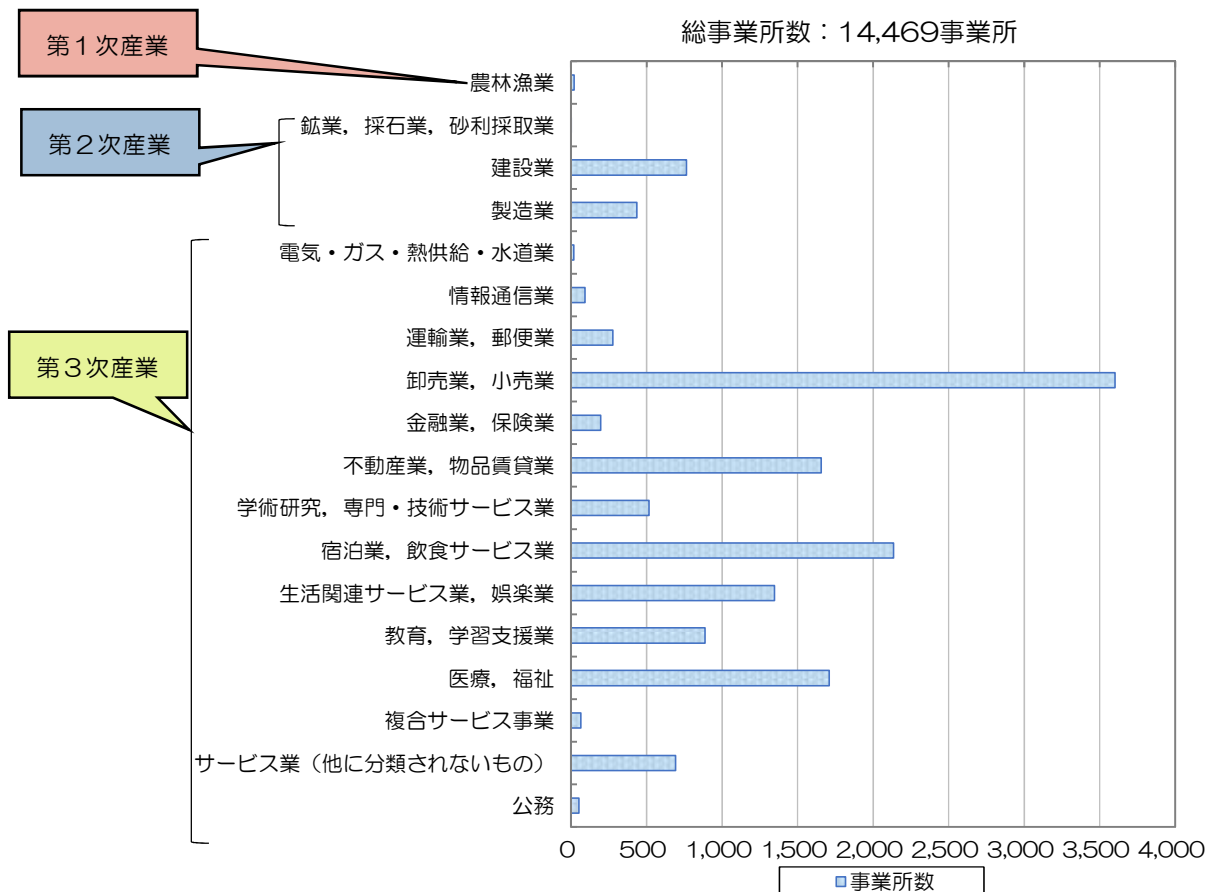


図 1-6 産業体系

出典：経済センサス（平成26年度）



図 1-7 市内の風景（東部総合処理センター上空から撮影）

